関ケ原都市計画下水道の変更（関ケ原町決定）
排水区域の変更箇所を示す図　［汚水］
（案）　縮尺　１０，０００分の１

令和三年三月作成

関ケ原都市計画総括図

排水区域の変更箇所を示す図

項目	番号	面積 (ha)	区域変更理由	備考
追加	追加1	0.02	接続済み	
	追加2	1.85	〃	
	追加3	0.02	〃	
	追加4	0.11	〃	
	追加5	0.06	〃	
	追加6	0.21	〃	
	追加7	0.22	〃	
	計	2.49		
削除	削除1	-0.25	合併浄化槽で整備	
	削除2	-1.77	汚水発生なし	バイパス用地、建物無し
	削除3	-1.39	〃	建物無し
	削除4	-1.48	〃	畑、建物無し
	削除5	-0.15	合併浄化槽で整備	低地
	削除6	-0.81	汚水発生なし	空家
	削除7	-1.1	〃	畑、駐車場
	削除8	-0.04	〃	河川区域
	削除9	-0.05	合併浄化槽で整備	
	削除10	-0.18	合併浄化槽で整備	
	削除11	-2.57	合併浄化槽で整備	低地、建物無し
	削除12	-0.92	汚水発生なし	墓地
	削除13	-0.74	〃	畑
	削除14	-5.2	合併浄化槽で整備	
	削除15	-1.88	汚水発生なし	バイパス用地、河川区域、建物無し
	削除16	-0.28	〃	農用地
	削除17	-0.34	〃	河川区域
	計	-19.15		
合計		-16.66		

都市計画区域	昭和29年７月19日 建設省告示第1276号及び1277号（決定）
	昭和53年４月１日 岐阜県告示第240号（変更）
	昭和61年４月１日 岐阜県告示第341号（変更）
用途地域	昭和53年４月１日 岐阜県告示第241号（決定）
	昭和54年７月24日 岐阜県告示第595号（変更）
	昭和56年４月１日 岐阜県告示第380号（変更）
	平成８年４月１日 関ケ原町告示第13号（決定）
	令和２年11月20日 関ケ原町告示第60号（変更）
道路網	昭和54年７月10日 関ケ原町告示第28号（変更）
	昭和54年７月24日 岐阜県告示第594号（変更）
	昭和59年３月30日 岐阜県告示第309号（変更）
	平成３年12月24日 岐阜県告示第777号（変更）
公園	昭和54年４月10日 岐阜県告示第333号（決定）
	昭和58年１月11日 岐阜県告示第33号（変更）
火葬場	平成３年３月20日 関ケ原町告示第10号（決定）
一団地の住宅施設	平成３年12月19日 関ケ原町告示第37号（決定）
下水道	平成４年10月13日 関ケ原町告示第22号（決定）
	平成15年８月18日 関ケ原町告示第38号（変更）

位置図

関ケ原町
縦覧図書
案の縦覧期間
令和８年２月２日から
令和８年２月16日まで

※本図の道路の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は、関ケ原町役場に備え置く都市計画書を縦覧されたい。

関ケ原公共下水道
排水区域　変更前　約318ha
　　変更後　約301ha

削除−①
削除−②
削除−③
削除−④
削除−⑤
削除−⑥
削除−⑦
削除−⑧
削除−⑨
削除−⑩
削除−⑪
削除−⑫
削除−⑬
削除−⑭
削除−⑮
削除−⑯
削除−⑰
追加−①
追加−②
追加−③
追加−④
追加−⑤
追加−⑥
追加−⑦

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○　建てられる用途
×　建てられない用途
①、②、③、④　面積、階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2階以下限る（特定行政庁の許可を受けたもの）
物品販売業を営む店舗及び飲食店等で、2階以下かつ建築物の延べ面積が150㎡以内のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1）日用品販売店舗、喫茶、食堂、理髪、美容院、クリーニング店、洗濯物取次ぎ店、修理業店、銭湯、床屋、靴修理業、自転車預り所、建具屋、畳屋、表具屋、ガソリンスタンド、自動車車庫、自動車修理工場、印刷業、出版業、製本業、ガラス業、陶器業、家具製造業、食品製造業（パン、豆腐、和菓子、洋菓子、惣菜、弁当、飲料、氷、アイスクリーム類、菓子類、ジュース、牛乳、清涼飲料、ビール、酒類、味噌、醤油、ソース、ケチャップ、ジャム、漬物、佃煮、かまぼこ、豆腐、こんにゃく、納豆、麺類